

令和5年度茨城町事業継続緊急給付金支給要項

(趣旨)

第1条 この要項は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受け、価格転換等も進まず、事業収入の減少など、経営環境が悪化している町内の事業者の事業継続を支援するため、予算の範囲内において、事業継続緊急給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 別表1に定める中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業者（農林水産業を除く）をいう。
- (2) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗等（仮設又は臨時のものを除く）をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

- (1) 町内に事業所を有する中小企業者等又は町内に住所を有する個人事業主であること。
- (2) 令和4年12月以前に事業を開始しており、今後も事業を継続する意思を有すること。
- (3) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により令和5年1月から12月までのいずれかの月の売上が、前年または前々年の同月の売上と比較して20%以上減少している、または、令和5年分の経常利益（事業収入から売上原価及び経費を差し引いた金額）が、前年または前々年の同年分の経常利益と比較して10%以上減少していること。ただし、令和4年1月以降に開業（事業承継、法人化及び茨城町外から茨城町内への移転開業を含む。）した者にあつては、開業した月から令和4年12月までの月平均の売上を、令和5年1月から12月までのいずれかの月の売上と比較して20%以上減少した月があること。
- (4) 本給付金の申請日までに到来した納期限の町税を完納していること。
- (5) 茨城町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 大企業が資本金の2分の1以上を所有していない、又は役員のうち2分の1以上を占めていないこと。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、100,000円とする。

(給付金の支給の申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業継続緊急給付金支給申請書兼請求書(様式第1号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(給付金の支給の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、事業継続緊急給付金支給決定通知書兼額確定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(支給の決定の取消し等)

第7条 町長は、前条の規定により給付金の支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、給付金の支給の決定を取り消すことができる。

(1) 給付金の支給の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

2 給付金の支給の決定を受けた者は、前項の規定により給付金の支給の決定を取り消された場合において、既に給付金の支給を受けているときは、町長が指定する期日までに当該給付金を返還しなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施工期日)

1 この要項は、公布の日から施行する。

(茨城町事業継続緊急給付金給付要項及び令和4年度茨城町事業継続緊急給付金支給要項の廃止)

2 茨城町事業継続緊急給付金給付要項(令和2年7月16日要項第10号)及び令和4年度茨城町事業継続緊急給付金支給要項(令和3年11月22日要項第7号)は廃止する。

(この要項の失効)

3 この要項は令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた給付金については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表 1

第 1 条 第 2 条第 1 号で規定する中小企業者等とはこの表に掲げる中小企業者、公益法人等（法人税法別表第 2 に該当する法人）及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO 法人等）などとする。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他業種（②～④を除く）	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
③サービス業	5, 0 0 0 万円以下	100 人以下	5 人以下
④小売業	5, 0 0 0 万円以下	50 人以下	5 人以下

年 月 日

茨城町長 様

住所（本社所在地）

町内の事業所所在地

氏名（名称及び代表者）

印

電話番号

事業継続緊急給付金支給申請書兼請求書

令和5年度茨城町事業継続緊急給付金支給要項第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。また、当該申請に係る支給の決定があったときは、下記金額を請求します。

記

- 1 給付金支給申請（請求）額 100,000円
- 2 売上高等
- 主たる業種 _____ 業
- 事業開始時期 _____ 年 月
- A ・対象月の売上（令和5年1月から12月のいずれか）
・対象年の経常利益（令和5年分）
2023年 _____ 月 _____ 円
- B ・対象月の前年または前々年の同月の売上（※令和4年1月以降に開業した者にあつては、開業した月から令和4年12月までの月平均の売上）
・対象年の前年または前々年の経常利益
_____ 円
- 減少率 $((B - A) / B \times 100)$ _____ %

3 添付書類

- 事業を営んでいることが確認できる書類（全部事項証明書、直近の確定申告書、営業許可証、事業所の賃貸借契約書等の写し）
- 令和5年1月から12月までの売上が、前年または前々年の同月比20%以上減少している月及び比較月の売上台帳の写し、または、令和5年分の経常利益（事業収入から売上原価及び経費を差し引いた金額）が、前年または前々年の同年分の経常利益と比較して10%以上減少していることが確認できる売上台帳や帳簿、決算書等の写し
- 申請者が指定する給付金の振込先口座が確認できる書類
- 納税証明書（未納がない証明）
- 開業時期が確認できる書類


4 振込先

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)										(フリガナ)
													口座名義
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店	普通											
	本・支所												
	出張所	当座											
	支店コード												


ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄 にご記入ください)						通帳番号 (右詰めでお書きください)										(フリガナ)				
																	口座名義				
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	1				0	※															

注) この申請書は、町長が支給を決定した後は、事業継続緊急給付金の請求書として取り扱います。
別紙

振込先金融機関口座確認書類
写し 貼り付け



ゆうちょ銀行以外の通帳の場合



ゆうちょ銀行の通帳の場合

第 号
年 月 日

様

茨城町長

事業継続緊急給付金支給決定通知書兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業継続緊急給付金については、下記のとおり決定したので、令和5年度茨城町事業継続緊急給付金支給要項第6条の規定により通知します。

記

- 1 給付金支給決定額 100,000円
- 2 給付金の支給の条件
 - (1) 給付金の支給の決定の内容又はこれに付した条件に反することとなった場合は、速やかに町長に届け出ること。
 - (2) 給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。
 - (3) 支給の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合には、給付金を返還させることがある。